

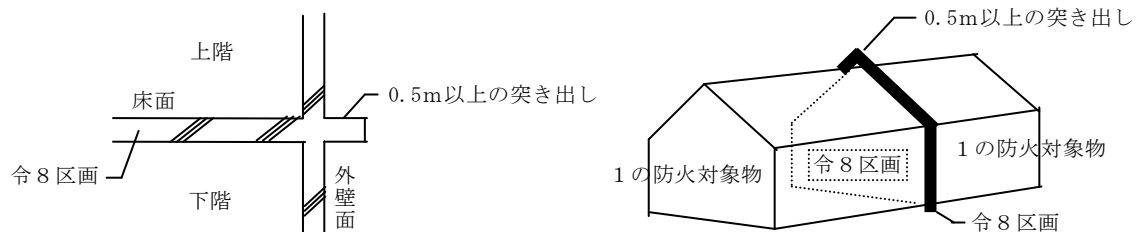
第6 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

1 政令第8条の区画の構造

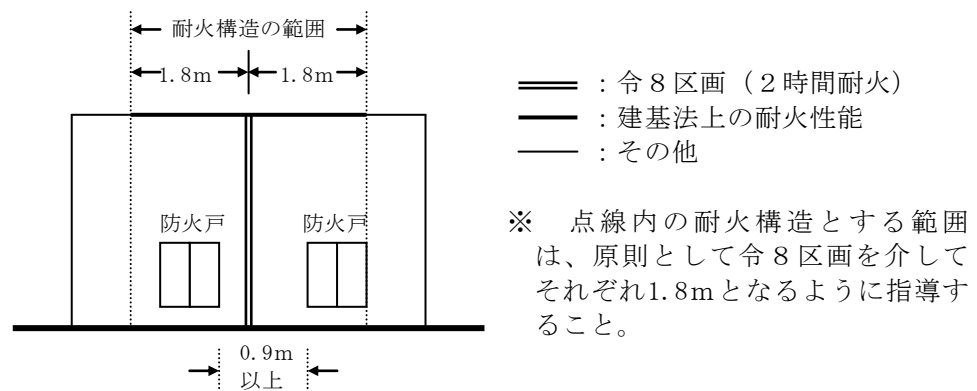
政令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。ただし、当該区画が容易に変更しないと認められ、かつ、中間検査等により徹底した施工管理が確認できるものにあつては、これ以外の耐火構造とすることができること。
- (2) 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が、2時間以上の耐火性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。（第6－1図参照）

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。（第6－2図参照）



第6－1図 50cm以上突き出しを設ける場合の例



第6－2図 50cm以上突き出しを設けなくてよい場合の例

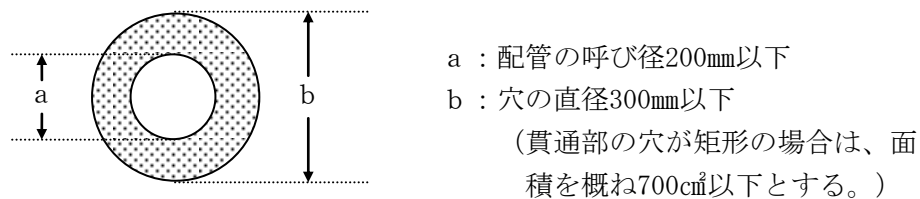
2 令8区画を貫通する配管等

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であつて、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、この限りでない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等にみなすことができるものとは、鋼管（JIS G 34

42（水道用亜鉛めっき鋼管）、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）若しくはJIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。）、铸铁管（JIS G 5525（排水用铸铁管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。）（以下「鋼管等」という。）又は消防防災用設備等性能評定委員会（財団法人 日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの（以下「評定品」という。）を次の規定に基づき施工されたものとする。

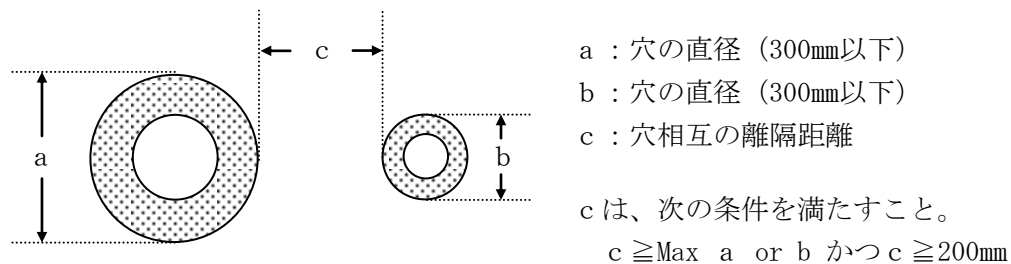
- (1) 配管の用途は、原則として給排水管（付属する通気管を含む。）であり、ガス管及び電気配線の貫通は、認められないものであること。
- (2) 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。（第6－3図参照）



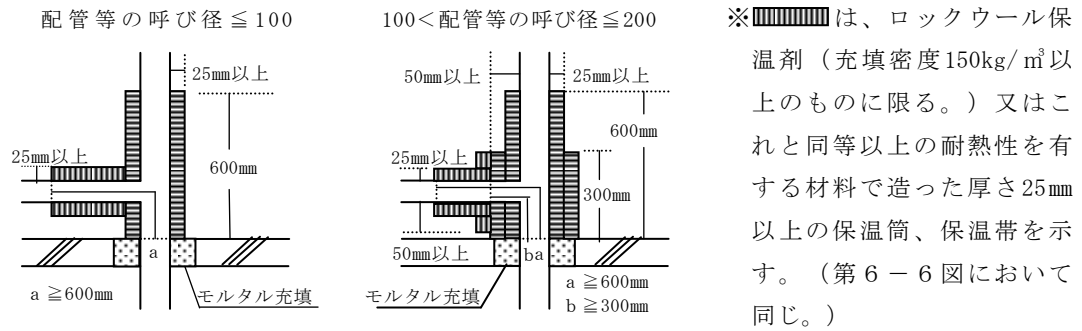
第6－3図 令8区画に設ける穴及び配管口径

- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。（第6－4図参照）

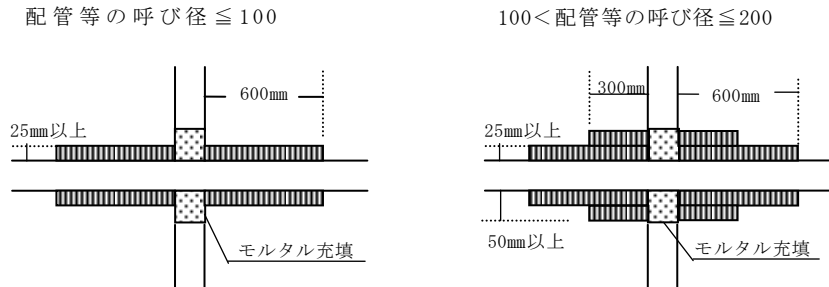


第6－4図 穴相互の離隔距離

- (5) 配管の貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (6) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。なお、この場合の配管が鋼管等の場合には、当該鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、第6－5図及び第6－6図の例により断熱措置を施すこと。ただし、給排水管で、次のいずれかに該当する場合には、可燃物が直接接しないことをもって足りるものであること。
ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
イ 当該可燃物が、構造上必要最小限のものであり、給配水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。



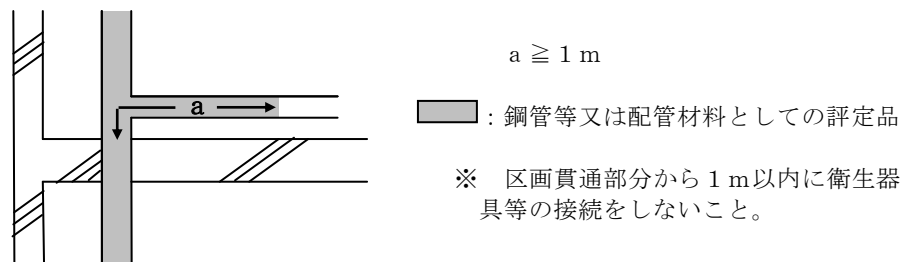
第 6 - 5 図 床を貫通する場合



第 6 - 6 図 壁を貫通する場合

(7) 鋼管等又は配管材料としての評定品の使用範囲は、次によること。

ア 区画貫通部分及びその両側 1 m 以上とする。（第 6 - 7 図参照）

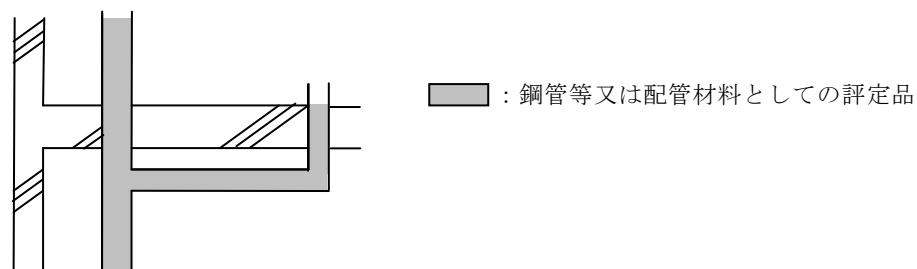


第 6 - 7 図

イ 配管が開口部のない耐火構造のパイプシャフト内に設置された場合にあつては、前アによらず縦管及び区画貫通部分までとすることができるものとする。

ウ 天井配管等の場合で、区画貫通部上部にて 1 m 以上の配管施工が困難な場合にあつては、区画貫通部分及び縦管並びに区画貫通部下部の横枝管の全てとする。

（第 6 - 8 図参照）



第 6 - 8 図

- (8) 耐火二層管等で、外部からの衝撃によって破損するおそれのある配管を露出して設ける場合には、床面から 1.8m以上までの間を鋼板で保護する等の衝撃を受けないような措置を講ずること。

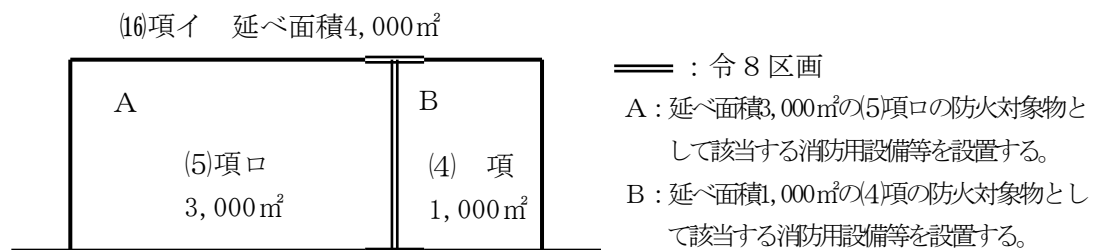
3 配管材質等の特例

区画貫通部分及び当該貫通部分から 2 m以上の範囲を耐火構造の床に埋設配管（かぶり厚さ 3 cm以上）とした場合、当該配管は、鋼管等又は評定品を使用したものと同等とみなすものであること。

4 令8区画を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

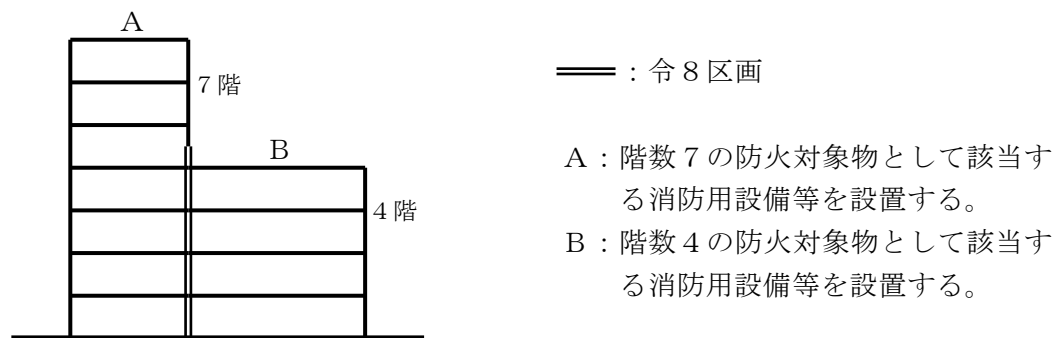
- (1) 令8区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
 (2) 令8区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

（第6－9図参照）

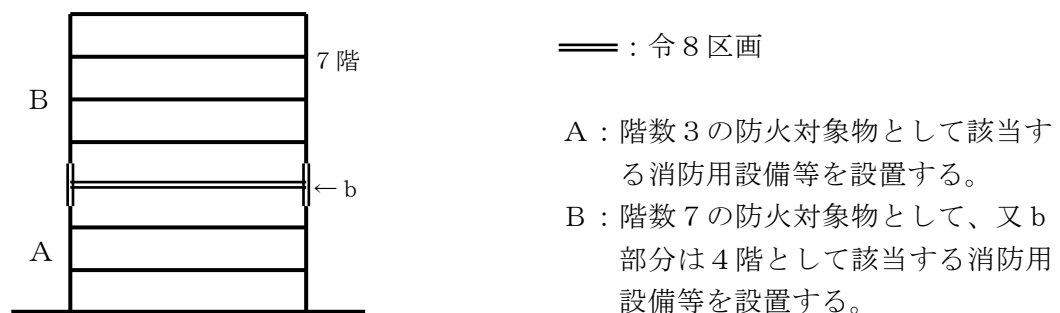


第6－9図

- (3) 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。（第6－10図及び第6－11図参照）



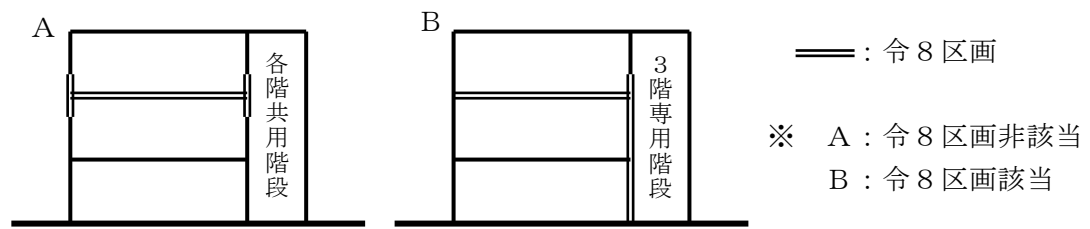
第6－10図



第6－11図

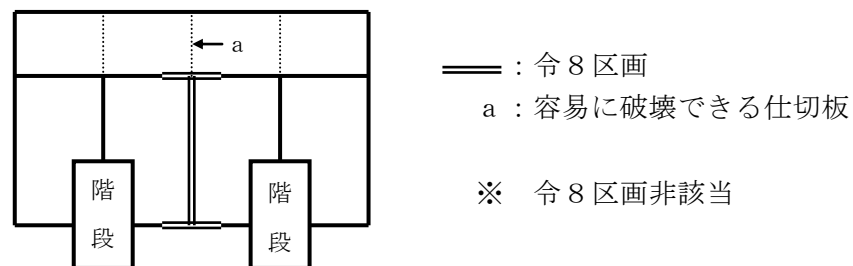
5 次の(1)又は(2)に該当する場合は、令8区画を適用できないものであること。

- (1) 上階と下階とを令8区画しようとする場合において、上階からの階段を下階で共用している場合 (第6-12図参照)



第6-12図

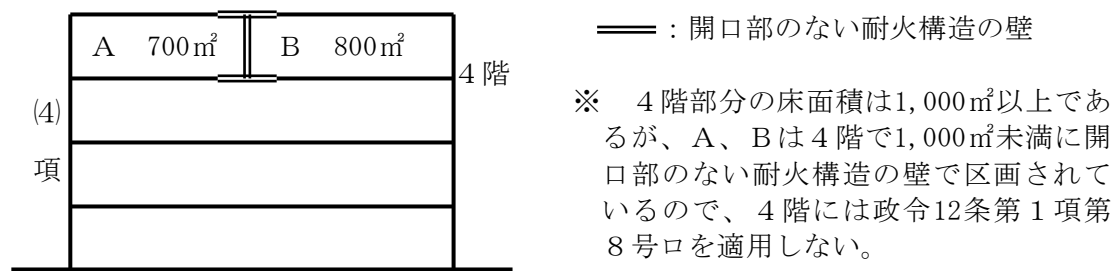
- (2) 共同住宅等でバルコニー等の避難経路を共用する場合 (第6-13図参照)



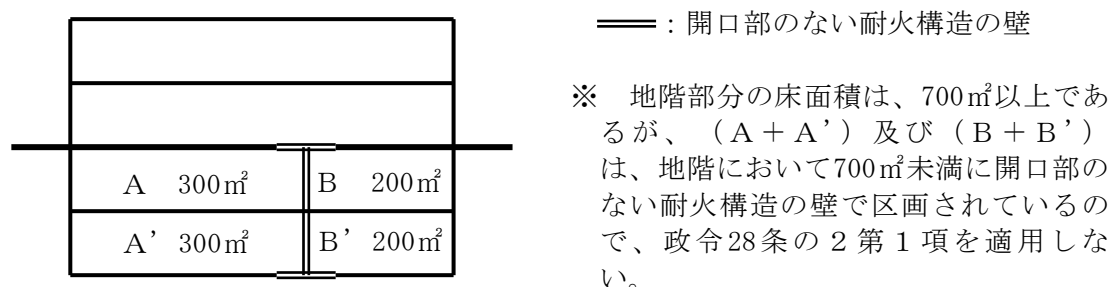
第6-13図

6 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制 (例として政令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等) を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。(第6-14図及び第6-15図参照)



第6-14図



第6-15図

7 省令第13条の区画

省令第13条第1項に規程する区画（以下この項において「区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 区画は、2以上の階にわたらないこと。
- (2) 区画を配管等が貫通する場合は、建基政令第112条第15項、第16項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限ること。
- (3) エレベーター昇降路の扉で「昇降機の昇降路の防火区画について」（平成13年11月8日 国土交通省住宅局建築指導課 日本建築行政会議）に適合するものは、省令第13条第1項第1号ハに該当するものとして取り扱うこと。

8 省令第30条の2の区画

省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとする。

なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基政令第112条第15項、第16項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。